

『水道料金減額申請にあたっての注意事項』

【水道料金減額申請の趣旨】

お客様所有の配管より流出した水道水の料金は、例え漏水によるものでも請求させていただくことが原則となっています。

但し、配管凍結による破裂のための漏水、配管老朽化等による漏水に関しては、料金が減免となる場合があります。これは、早期に修繕をしていただくことにより、貴重な水道水の保全に協力していただくことを目的としています。(そのため、蛇口の閉め忘れ等お客様の不注意による場合は、減免の対象となりません。)

【漏水修繕工事の依頼業者】

漏水修繕工事については、原則として町が指定した「鏡野町指定給水装置工事事業者」で修繕工事をお願いしておりますので「鏡野町指定給水装置工事事業者」へ依頼をお願いします。

なお、「鏡野町指定給水装置工事事業者」については、役場上下水道課へお問い合わせください。

【水道料金減額申請の提出書類】

- ・水道料金減額申請書
- ・漏水修繕工事前後の写真
- ・還付請求書(還付の場合)

【減免の対象期間及び算定方法】

水道料金が減免できるのは、1期分(漏水量が最も多い月)のみです。

また、減免金額については、過去1年間の平均水量を基に算定します。

よって、過去の漏水量全てを減免できる制度ではありませんし、漏水月の使用水量が、過去1年間の平均水量より下回る場合は減免の対象となりません。

【減額申請の流れ】

申請後、町で審査を行い審査後に「水道料金減額申請の回答」をお送りします。

審査期間については、通常は1ヶ月程度ですが、次回検針の使用水量を確認しなければ確定できない場合は、2～3ヶ月かかる場合があります。

減額申請が認定されると、減額後の料金にて請求させていただく場合や、口座振替・クレジット払いの場合は、一旦お支払いしていただいた後に還付させていただく場合があります。還付の場合は「還付請求書」を提出していただくようになります。

【漏水修繕工事後について】

今後、他の場所から漏水が新たに生じる場合があります。日頃より「検針のお知らせ」や水道料金、また水道メーターのパイロットをご覧ください、漏水がないことをご確認していただきますようお願いいたします。

上記注意事項をご理解のうえ、申請して頂きますようお願いいたします。

お問い合わせ先 鏡野町役場 上下水道課 0868-54-0001

水道料金減額申請の例

【例1】

2月28日に水道管破裂のため漏水していたが数日後に漏水が判明し修理した。

「漏水月の使用水量」

◇2. 3月分 100m³

「過去1年間の使用水量」

◇12. 1月分 54m³ ◇6. 7月分 57m³

◇10. 11月分 48m³ ◇4. 5月分 47m³

◇8. 9月分 60m³ ◇2. 3月分 48m³ 平均52m³

よって、漏水月(2. 3月分)の減免後使用水量は52m³となります。

(漏水月の使用水量100m³－減免後使用水量52m³＝48m³の減免)

【例2】

1年以上前から漏水していたと思われるが、6月9日に漏水が判明し修理した。

「修理月の使用水量」

◇6. 7月分 60m³

「減免対象月の使用水量」

◇4. 5月分 100m³

「過去1年間の使用水量」

◇2. 3月分 98m³ ◇8. 9月分 90m³

◇12. 1月分 95m³ ◇6. 7月分 89m³

◇10. 11月分 92m³ ◇4. 5月分 88m³ 平均92m³

よって、減免対象月(4. 5月分)の減免後使用水量は92m³となります。

(減免対象月の使用水量100m³－減免後使用水量92m³＝8m³の減免)

【例3】

9月24日に水道蛇口の破損により漏水しその日に修理した。

「漏水月の使用水量」

◇8. 9月分 60m³

「過去1年間の使用水量」

◇6. 7月分 62m³ ◇12. 1月分 59m³

◇4. 5月分 60m³ ◇10. 11月分 65m³

◇2. 3月分 61m³ ◇8. 9月分 62m³ 平均61m³

この場合、減免対象月(8. 9月分)の使用水量が、平均使用水量を下回るため減免の対象になりません。